

事 務 連 絡
令和3年11月1日

公益社団法人 岡山県医師会長
一般社団法人 岡山県病院協会
岡山県病院薬剤師会長
一般社団法人 岡山県臨床検査技師会長
一般社団法人 岡山県助産師会長
一般社団法人 岡山県老人保健施設協会
公益社団法人 岡山県看護協会
一般社団法人 岡山県歯科医師会

殿

岡山県保健福祉部医療推進課長

令和3年度院内感染対策講習会の公開について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記講習会について、多くの申込みがあったことを受けて、厚生労働省 YouTube チャンネル（※1）に講習会③（地域の医療連携体制が求められる病院、診療所、助産所等向け）の動画等を一般公開予定です。こちらは受講証書の交付はありませんが、本講習会に申込みのなかった貴会員に周知方お願いいたします。

（※1）厚生労働省 YouTube チャンネル（11月1日公開予定）
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWigd1-HYydtqpHqBI-HEzLB>

岡山県保健福祉部医療推進課
担当：國富
TEL：086-226-7403



令和3年度院内感染対策講習会実施要領

<講習会の目的について>

- 近年、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）、VRE（バンコマイシン耐性腸球菌）、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などが発生しています。
- また、中華人民共和国湖北省武漢市で最初に報告された新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月31日に世界保健機関（WHO）の緊急事態宣言が発出され、それ以降も新型コロナウイルスによる感染症は世界的に拡大し、日本国内においては、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令される事態となり、医療機関においても、新型コロナウイルス感染症の院内感染が疑われる事例が多数報告されたところです。
- 本講習会は、こうした状況の中、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者へ伝達することで、院内感染対策の更なる徹底を図ることを目的として実施するものです。

<講習会の内容について>

- 本講習会は、例年実施している講習会（対象者が担う役割に応じて①～③の3つに区分して実施）に加えて、令和2年度から④新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会を継続しています。
- 本講習会は、集合研修ではなく、オンデマンド形式の動画配信によるオンライン研修（①②③はeラーニングシステム、④はYouTube）として実施します。
- 各講習会の配信開始時期については、随時ご案内します。

○講習会①（特定機能病院向け）

※ 特定機能病院の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会

配信予定：11月頃～翌年2月頃

講義内容（予定）：

- (1) デバイス関連感染防止対策
- (2) 手術部位感染防止対策
- (3) 麻疹・風疹・水痘・ムンプスの感染対策とワクチンプログラム
- (4) 院内感染関連微生物とその国内外の疫学
- (5) 微生物検査法とその活用
- (6) 薬剤耐性菌によるアウトブレイク：対応の実際と予防
- (7) 院内感染対策における行政（特に保健所）との連携
- (8) 院内感染対策における特定機能病院の役割
- (9) 院内感染法令
- (10) 抗菌薬適正使用支援チームの活動
- (11) AMR 対策アクションプラン

○講習会②（地域において指導的立場を担うことが期待される病院向け）

※ 院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会

配信予定：11月頃～翌年2月頃

講義内容（予定）：

- (1) デバイス関連感染防止対策とサーベイランス
- (2) 手術部位感染防止対策とサーベイランス
- (3) 麻疹・風疹・水痘・ムンプスの感染対策とワクチンプログラム
- (4) 洗浄・消毒・滅菌
- (5) 院内感染関連微生物とその検査法
- (6) 薬剤耐性菌によるアウトブレイク：対応の実際と予防
- (7) 院内感染対策における行政（特に保健所）との連携
- (8) 院内感染対策における中核的医療機関の役割
- (9) 院内感染法令
- (10) 抗菌薬適正使用支援チームの活動
- (11) AMR 対策アクションプラン

○講習会③（地域の医療連携体制が求められる病院、診療所、助産所等向け）

※ 講習会②の受講対象となる医療機関と連携し、地域における各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会

配信予定：11月頃～翌年2月頃

講義内容（予定）：

- (1) 標準予防策と経路別予防策
- (2) 院内感染サーベイランス（デバイス関連感染・症候群）
- (3) 洗浄・消毒・滅菌
- (4) 麻疹・風疹・水痘・ムンプスの感染対策とワクチンプログラム
- (5) 血液体液曝露対策とワクチンプログラム
- (6) 院内感染関連微生物とその検査法
- (7) インフルエンザやノロウイルス感染症などのアウトブレイク対策
- (8) 院内感染対策における行政（特に保健所）との連携
- (9) 院内感染法令
- (10) 抗菌薬適正使用

○講習会④（新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会）

※ 医療機関等に勤務するすべての医療従事者への新型コロナウイルス感染症に関する情報の伝達を目的とした講習会

配信予定：7月30日～

講義内容：

- COVID-19：臨床像、画像、経過
- 感染対策
 - ・ COVID-19 の環境整備・个人防护具の適正使用
 - ・ 環境消毒
 - ・ 発熱外来、専用病床・疑似症病床における新型コロナウイルス感染症対策
 - ・ 非 COVID 病床/病院における感染対策
 - ・ 院内感染発生時の初期対応

<講習会の対象について>

○講習会①：

特定機能病院において院内感染対策を実施する医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は臨床検査技師であって、当該施設長の推薦する者。

○講習会②：

院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院に勤務する医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師であって、院内感染対策について指導的立場を担う者として当該施設長の推薦する者。

○講習会③：

地域の医療連携体制が求められる病院、診療所（有床、無床の別に関わらず）又は助産所に勤務する者であって、当該施設長の推薦する者。

○講習会④：医療機関等に勤務するすべての医療従事者。

<講習会①、②、③の受講者の推薦及び決定について>

都道府県及び厚生労働省医政局医療経営支援課（以下「都道府県等」という。医療経営支援課については、国立ハンセン病療養所に勤務する者の推薦のみ行う。）は、「2. 対象」で定める対象のうちから院内感染対策の推進に当たって効果の期待できる者を推薦者として選考し、厚生労働省医政局長に推薦するものとします。厚生労働省医政局長は、都道府県等から推薦のあった者のうちから受講者を決定し、都道府県等に通知します。

<講習会①、②、③の受講者数について>

① 174 人、② 800 人、③ 1,500 人を予定しています。

※ 講習会④は厚生労働省ホームページ上に掲載しており受講者数の制限はありません。

<実施者について>

○ 本講習会は、厚生労働省委託事業として、「一般社団法人日本環境感染学会」が実施します。

<受講方法について>

○講習会①、②、③

● 受講者は、e ラーニングシステムより、各講習会にアクセスし、講義資料（講義スライドやテキスト）を適宜印刷した上で受講してください。

※ 受講は無料となっており、配信期間中ならいつでも何度でも受講可能です。

※ 本講習会は、講習会①、②、③については講習会ごとに、受講を修了した受講者に対し、e ラーニングシステムより受講証書を電子交付します。受講の終了には講習会ごとに用意しているテストを受験し合格することが必要です。

※ e ラーニングシステムのURL、IDとパスワードは受講対象者に別途ご連絡します。

● 講習会ごとにアンケートを用意していますので、回答にご協力ください。

○講習会④

厚生労働省ホームページの医療機関向け情報（治療ガイドライン、臨床

研究など) 「2. 感染拡大防止に関する事項」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_001111.html) に掲載しています。ホームページ上の講義資料(講義スライドやテキスト)を適宜印刷した上で受講してください。

<講習会①、②、③に関する質問について>

○ 講習会内容に対して講師にご質問がある場合は、専用サイトの「講師への質問」ページに記載のメールアドレス宛に、タイトルに講習会名を記載し、本文に所属の医療機関名、氏名を明記の上、送付してください。

※ 質問は、原則として、個人ではなく所属の医療機関がまとめて行ってください。

※ 質問の受付期間は動画配信日より3ヶ月以内とします。

※ 受け付けた質問については、講師が全ての質問の中から、代表的な質問を選定し、匿名化した上で、eラーニングシステムにQ&Aとして回答を掲載します。

<全般的な質問について>

○ 院内感染対策講習会に関する全般的な質問は以下のメールアドレスまで送付してください。

一般社団法人日本環境感染学会 事務局担当者 宛
E-mail: jsipc@kankyokansen.org



医 政 発 1027 第 1 号
令 和 3 年 10 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和3年度院内感染対策講習会の受講者の決定について

令和3年度院内感染対策講習会の受講者について、貴都道府県による推薦に基づき別紙1のとおり決定しましたので、別紙2を参考に、受講決定者の所属する施設の長に対して、通知するとともに、受講決定されなかった者の所属する施設の長に対しても、別紙3を参考の上、別途その旨通知のほどお願いいたします。

なお、本講習会はeラーニングシステムを活用したオンライン研修にて実施いたします。(※1)

受講決定者に対しては、本講習会の案内及びeラーニング用アカウント情報(ユーザー名、パスワード)をメールにて別途個別に通知することとしておりますので、ご承知おきください。

また、本講習会に多くの申込みがあったことを受けて、厚生労働省YouTubeチャンネル(※2)に講習会③(地域の医療連携体制が求められる病院、診療所、助産所等向け)の動画等を一般公開予定です。こちらは受講証書の交付はありませんが、本講習会に申込みのなかった医療機関も含めて周知方よろしくをお願いいたします。

(※1) 令和3年度院内感染対策講習会(一般社団法人日本環境感染学会HP)

<http://www.kankyokansen.org/modules/innaikansen/>

(※2) 厚生労働省YouTubeチャンネル(11月1日公開予定)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWigd1-HYydtqpHqBI-HEzLB>

照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

院内感染対策講習会担当

電話：03-3595-2185(直通)

メール：innai-kansen@mhlw.go.jp

